

香川県報



第5号

平成17年

1月18日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請（三件）

（環境管理課）

（障害福祉課）

身体障害者福祉法の規定による事業者の指定

知的障害者福祉法の規定による事業者の指定

児童福祉法の規定による事業者の指定

身体障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出

知的障害者福祉法の規定による事業の廃止の届出

児童福祉法の規定による事業の廃止の届出

漁船損害等補償法の規定による付保義務の発生のための同意の認定（四件）

（水産課）

（建築課）

道路の位置指定（三件）

労働委員会告示

香川県労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等

公印の新調

告示

香川県告示第十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

告示

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十七年一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

東かがわ市馬宿515番地 1

光洋精工株式会社 引田工場

理事工場長 入谷 清宏

(2) 事業場の所在地及び名称

東かがわ市馬宿515番地 1

光洋精工株式会社 引田工場

(3) 特定施設に関する事項

種 類	能 力	種 類	備 考
金属製品製造業の用に供する焼入れ施設	ロータリードラム炉 180トン/月 1基 連続浸炭炉 105トン/月 1基		
工 期	工事着手予定年月日 工事完成予定年月日	許可後 着手後3月	
等	使用開始予定年月日	完成後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続運転		
排出される汚水等の汚染状態	項目	標準	最大
水素イオン濃度		8.0	7.5~8.5
生物化学的酸素要求量 (mg/l)		50	120
化学的酸素要求量 (mg/l)		170	230

特定施設の使用方法について参考となるべき事項	浮遊物質量 (mg/ℓ)	40	50
	窒素含有量 (mg/ℓ)	10	60
	りん含有量 (mg/ℓ)	1	8
	ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	700	900
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	× 1基 × 1基	0 0
年1回の定期全量入替え時に汚水等が約2 m ³ 発生するが、業者に委託し処理を行う。			

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	排水処理施設				
型 式	神鋼フアウドラー社製M93 - 014				
構 造	鋼鉄製				
主 要 寸 法	63m x 18m x 8.2m				
能 力	100 m ³ /時				
汚 水 等 の 処 理 方 式	凝集加圧浮上+砂ろ過				
工 期	工事着手予定年月日	既設			
	工事完成予定年月日	既設			
等 等	使用開始予定年月日	既設			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	1時間運転後0.5時間停止、約24時間使用				
処理前及び処理後の汚水等の汚染状態	項 目	処 理 前	処 理 後		
		通 常	最 大	通 常	最 大
		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6

(5) 排出水の汚染状態及び量

態 様	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	36	41	30	30
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	37	42	25
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	変更前	1,575	1,860	1,575	1,860
		変更後	1,571	1,856	1,571
浮遊物質量 (mg/ℓ)	18	26	15	15	
	窒素含有量 (mg/ℓ)	20	60	14	22
りん含有量 (mg/ℓ)	0.3	0.5	0.05	0.1	
	ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	19	23	3	3

排出水の汚染状態	項 目	第 2 排 水 口			
		変 更 前	変 更 後	通 常	最 大
水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	20	10	20
化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	25	10	25	
	浮遊物質量 (mg/ℓ)	5	30	5	30
窒素含有量 (mg/ℓ)	14	22	14	22	
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.05	0.1	0.05	0.1
ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	1	2	1	2	

使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続8時間		
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	1.0~2.0	1.0~2.0
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	2	3
	浮遊物質濃度 (mg/ℓ)	1	2
	窒素含有量 (mg/ℓ)	12,650	13,400
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.5	1.0
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	120		

種 類	無機化学工業製品製造業の用に供する遠心分離機		
能 力	遠心分離機 2 m ³ /日 1 基		
工 期	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	着手後1月	
等 使用開始予定年月日	完成日		
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	連続10時間		
	通常	常	最大
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	0		
その他参考となるべき事項	る液及び洗浄水は、次のモリブデン回収工程において、原液として使用される。		

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし。
- (5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	第 1 排 水 口		
排出水の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.0~9.0	5.0~9.0
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	10	20
	浮遊物質濃度 (mg/ℓ)	10	20
	窒素含有量 (mg/ℓ)	5,000	6,000
	りん含有量 (mg/ℓ)	0.5	1.0
砒素 (mg/ℓ)	0.05	0.10	
排出水の量 (m ³ /日)	280		300

(備考) 今回の申請に伴い、一部既設特定施設を廃止するため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成17年1月18日から同年2月8日まで
- (2) 場所
香川県環境森林部環境管理課及び坂出市環境経済部環境交通課
第三県庁長課11号
香川県東かがわ市特定廃棄物処理法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の届出の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり公表する。
- なお、この特定施設を設置するに当たって環境に及ぼす影響を防止するための調査の結果に基づき、この特定施設に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。
- 平成十七年一月十八日

香川県知事 眞 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

観音寺市坂本町五丁目18番37号

株式会社加ト吉

代表取締役 加藤 義和

(2) 事業場の所在地及び名称

綾歌郡綾上町羽床上527-1

株式会社加ト吉 綾上工場

(3) 特定施設に関する事項

種 類	冷凍調理食品製造業の用に供する湯煮施設及び洗浄施設			
	能 力	茹槽（細類） 4,000食/時 1基 水洗槽（細類） 4,000食/時 1基 冷却槽（細類） 4,000食/時 2基		
工 期	工事着手予定年月日	許可日		
	工事完成予定年月日	工事着手後3日		
等	使用開始予定年月日	完成日		
排出される汚水等の汚染状態	項 目	通 常	最 大	
		水素イオン濃度	6.0～8.0	5.8～8.6
		生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	570	650
		化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	450	550
		浮遊物質 (mg/ℓ)	260	350
	窒素含有量 (mg/ℓ)	15	40	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 連続10時間使用				

りん含有量 (mg/ℓ)	5	10
排出される汚水等の量 (m ³ /日)	合計 50	60
その他参考となるべき事項	隣接する既設特定施設と同時に使用することはない。	

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし。

(5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	第 1 排 水 口		
排出水の汚染状態	水素イオン濃度	6.0～7.5	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	5	10
	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	20	30
	浮遊物質 (mg/ℓ)	20	30
	窒素含有量 (mg/ℓ)	5	20
	りん含有量 (mg/ℓ)	3	5
	ノルマルヘキサン抽出物質 (mg/ℓ)	3	5
	大腸菌群数 (個/cmf)	2,000	3,000
	排 出 水 の 量 (m ³ /日)	294	357

第2、3排水口は、雨水専用

(備考) 今回新設する特定施設は、隣接する既設特定施設と前後の製造工程を兼用して

おり、この既設特定施設と同時に使用することはないため、当該工場から排出される排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 接覧の期間及び場所

(1) 期間

平成十七年一月十八日から同年二月八日まで

(2) 場所

香川県福祉本部長室(丸亀市津森町一〇)

香川県告示第二十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇一 一〇一三二 一一二	小豆島ヘルパース テーションフレト ピア 小豆郡土庄町瀧崎 甲二〇二七番地七	有限会社坂手屋ラ ジオ店 小豆郡土庄町瀧崎 甲二〇二七番地七	平成十六年 十二月十五日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 一〇一四一 一〇	(有)ケアサービス 丸亀指定居宅支援 事業所 丸亀市中府町二丁目 四三〇	有限会社ケア・サ ービス丸亀 丸亀市津森町一〇 一	平成十六年 十二月二十 七日	身体障害者居宅 介護
三七〇〇〇一 〇〇〇二二 二七	身体障害者アイサ ービスセンター真 清水 さぬき市寒川町石 田東甲七六一番地 九	社会福祉法人祐正 福祉会 さぬき市寒川町石 田東甲七六一番地 九	平成十七年 一月一日	身体障害者アイ サービス

香川県告示第二十二号

知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十五条の五第一項の規定により、

指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇二 一〇一三二 一一	小豆島ヘルパース テーションフレト ピア 小豆郡土庄町瀧崎 甲二〇二七番地七	有限会社坂手屋ラ ジオ店 小豆郡土庄町瀧崎 甲二〇二七番地七	平成十六年 十二月十五日	知的障害者居宅 介護
三七〇〇〇二 一〇一四一 一九	(有)ケアサービス 丸亀指定居宅支援 事業所 丸亀市中府町二丁目 四三〇	有限会社ケア・サ ービス丸亀 丸亀市津森町一〇 一	平成十六年 十二月二十 七日	知的障害者居宅 介護

香川県告示第二十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第二十一条の十第一項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成十七年一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定事業所番号	事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
三七〇〇〇三 一〇一三二 一〇	小豆島ヘルパース テーションフレト ピア 小豆郡土庄町瀧崎 甲二〇二七番地七	有限会社坂手屋ラ ジオ店 小豆郡土庄町瀧崎 甲二〇二七番地七	平成十六年 十二月十五日	児童居宅介護
三七〇〇〇三 一〇一四一 一八	(有)ケアサービス 丸亀指定居宅支援 事業所	有限会社ケア・サ ービス丸亀 丸亀市津森町一〇	平成十六年 十二月二十 七日	児童居宅介護

丸龜市中府町二丁目四三〇

香川県告示第二十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成十七年一月十八日

香川県知事 真鍋 武紀

指定事業所番 三七〇〇〇一 一〇一〇二二 一五	事業所の名称及び所在地 有限責任中間法人香川県福祉サービス支援センター・ちよこつとさぬき市志度七四〇番地六	事業者の名称及び主たる事務所の所在地 有限責任中間法人香川県福祉サービス支援センター・ちよこつと木田郡牟礼町大字原一三番地一	廃止年月日 平成十六年十二月十日	サービスの種類 身体障害者居宅介護
----------------------------------	--	---	---------------------	----------------------

香川県告示第二十五号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成十七年一月十八日

香川県知事 真鍋 武紀

指定事業所番 三七〇〇〇二 一〇一〇二二 一四	事業所の名称及び所在地 有限責任中間法人香川県福祉サービス支援センター・ちよこつとさぬき市志度七四〇番地六	事業者の名称及び主たる事務所の所在地 有限責任中間法人香川県福祉サービス支援センター・ちよこつと木田郡牟礼町大字原一三番地一	廃止年月日 平成十六年十二月十日	サービスの種類 知的障害者居宅介護
----------------------------------	--	---	---------------------	----------------------

香川県告示第二十六号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から当該指定居宅支援の事業の廃止について次のとおり届出があった。
平成十七年一月十八日

香川県知事 真鍋 武紀

指定事業所番 三七〇〇〇三 一〇一〇二二 一三	事業所の名称及び所在地 有限責任中間法人香川県福祉サービス支援センター・ちよこつとさぬき市志度七四〇番地六	事業者の名称及び主たる事務所の所在地 有限責任中間法人香川県福祉サービス支援センター・ちよこつと木田郡牟礼町大字原一三番地一	廃止年月日 平成十六年十二月十日	サービスの種類 児童居宅介護
----------------------------------	--	---	---------------------	-------------------

香川県告示第二十七号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、内海加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められたので告示する。
平成十七年一月十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県告示第二十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、大浜加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められたので告示する。
平成十七年一月十八日

香川県知事 真鍋 武紀

香川県告示第二十九号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、花稻加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認められたので告示する。

平成十七年一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、下笠居加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めためたので告示する。

平成十七年一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 善土指道 第十九号

二 指定 年月日 平成十六年十二月二十日

三 指定道路の位置 丸亀市垂水町字西村三九〇 一、三九〇 三、三九〇 四、三九〇 七及び三九〇 九

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇メートル及び四・一〇メートル、四・六

〇メートル

延長 九一・四九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県善通寺土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第三十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 西土指道 第八号

二 指定 年月日 平成十六年十二月二十七日

三 指定道路の位置 観音寺市吉岡町字道下六六一 一、六六三 一及び同地先農道・水路

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・一五メートル、四・二〇メートル

延長 六七・九五メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

香川県告示第三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十七年一月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定 番号 坂土指道 第十四号

二 指定 年月日 平成十六年十二月二十八日

三 指定道路の位置 綾歌郡綾南町大字畑田字森兼一七八二 一、一七八三 八及び同地

先農道

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇メートル

延長 二九・三〇メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県坂出土木事務所総務課において閲覧に供する。

労働委員会告示

香川県労働委員会告示第一号

香川県労働委員会あつせん員候補者の氏名、履歴等は次のとおりである。
平成十七年一月十八日

香川県労働委員会会長 細 川 進

香川県労働委員会あっせん員候補者名簿

平成17年1月1日現在

氏名	現職	経歴	委嘱年月日
上田城康	香川県経営者協会参与	香川県経営者協会専務理事(兼)事務局長 香川県地方労働委員会委員	平成 15.12.1
大谷克文	社団法人香川県労働者福祉協議会専務理事	日本労働組合総連合会香川県連合会地方アドバイザー 香川県地方労働委員会委員	"
緒方桂子	香川大学法学部助教授 香川県労働委員会委員	香川大学法学部専任講師	"
小川俊	日本労働組合総連合会香川県連合会会長 香川県労働委員会委員	日本労働組合総連合会香川県連合会事務局長	"
國方勲	日本労働組合総連合会香川県連合会副事務局長 香川県労働委員会委員	日本労働組合総連合会香川県連合会高松地域協議会議長	"
小瀧照子	財団法人21世紀職業財団香川事務所長 香川県労働委員会委員	財団法人21世紀職業財団高知事務所長	"
島田稔	(株)加ト吉専務取締役管理統括本部長 香川県労働委員会委員	(株)四国銀行取締役営業統括部長	"
進藤龍男	三菱電機労働組合丸亀支部委員長 香川県労働委員会委員	三菱電機労働組合丸亀支部書記長	"
末澤保二		香川県商工会連合会専務理事 香川県地方労働委員会委員	"
高木和昭	タダノ労働組合執行委員長	タダノ労働組合副委員長 香川県地方労働委員会委員	"
竹一洋祐	香川県平和労組会議議長 香川県労働委員会委員	琴平参宮電鉄労働組合執行委員長	"
多田野康雄	(株)タダノ名誉相談役	(株)タダノ取締役相談役 香川県地方労働委員会委員	"
豊永幸一	日本労働組合総連合会香川県連合会事務局長 香川県労働委員会委員	日本労働組合総連合会香川県連合会副会長	"
豊本隆光	ドコモサービス四国(株)代表取締役社長 香川県労働委員会委員	(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国代表取締役 常務ソリューション事業本部長	"
中野耕三	香川県経営者協会専務理事(兼)事務局長 香川県労働委員会委員	四国生産性本部事務局長	平成 16.7.27
中村有無	四国電力(株)支配人人事労務部長 香川県労働委員会委員	四国電力(株)総合研修所長	平成 15.12.1
中村史人	弁護士 香川県労働委員会委員	香川県弁護士会会長	"
仲山省三	四国キヨスク(株)代表取締役社長 香川県労働委員会委員	四国旅客鉄道(株)代表取締役専務	"
馬場俊夫	弁護士 香川県労働委員会委員	弁護士	"
細川進	高松大学教授 香川県労働委員会委員	香川大学経済学部教授	"
蓮井進	香川県労働委員会事務局長	香川県議会事務局次長	平成 16.4.6

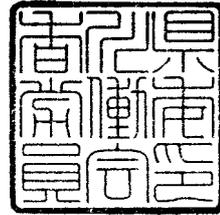
香川県労働委員会告示第二号

香川県労働委員会において使用する公印を、平成十七年一月一日次のとおり新調した。

平成十七年一月十八日

香川県労働委員会会長 細 川 進

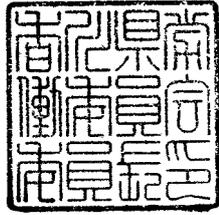
一 香川県労働委員会印



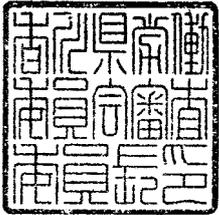
二 香川県労働委員会会長印



三 香川県労働委員会委員長印



四 香川県労働委員会審査委員長印



五 香川県労働委員会事務局長印



平成十七年一月十八日印刷発行

印刷発行所 香 川 県 庁

(購読料月極二千五百円)